

小山工業高等専門学校研究紀要投稿要項

制 定 平成8年4月1日

最終改正 令和4年6月15日

- 1 小山工業高等専門学校研究紀要（以下「研究紀要」という。）に掲載する論文は、独創的なもので、学術、文化、教育等の発展に寄与するものに限る。内容については、投稿者が全責任を負う。
- 2 研究紀要の英語表記は「RESEARCH REPORTS OF NATIONAL INSTITUTE OF TECHNOLOGY (KOSEN), OYAMA COLLEGE」とする。
- 3 審査は、図書情報センター運営委員会が行う。
- 4 研究紀要の投稿者は次の者とする。
 - (1) 本校教職員
※学生・退職教職員を第一執筆者とする場合であっても、投稿は共同執筆者である本校教職員が行うものとする。
 - (2) 本校名誉教授
 - (3) 非常勤教職員
 - (4) その他校長が研究紀要に投稿することが適当と認めた者
- 5 投稿申込は、次のとおりとする。
 - (1) 投稿は、原則として一人一編とする。ただし、複数投稿を希望する場合には、二編目以降は教職員の単著又は共著のみとする。
 - (2) 継続論文の場合も一編として独立した体裁をとることとする。
- 6 投稿から発行までの日程は、次のとおりとする。
 - (1) 投稿案内 4月中
 - (2) 投稿締切 9月中旬の図書情報センター運営委員会が定める日
 - (3) 審査完了、通知等 10月末日
 - (4) 発行 12月中
- 7 研究紀要投稿申込書及び論文作成の様式等は別に定める。
- 8 校正は、校了まで投稿者が責任をもって行い、その際内容の変更・文書の訂正・図版の増減又は修正は、原則としてこれを認めない。
- 9 掲載論文の著作権（著作者人格権は除く）は小山工業高等専門学校に帰属するものとする。ただし、執筆者本人が自らの著作物を利用することはできるものとする。
- 10 研究紀要の事務は、学生課図書情報係で行う。
- 11 この要項の運用は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 小山工業高等専門学校研究紀要投稿要項（昭和50年5月19日制定）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成15年7月22日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年7月11日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年6月15日から施行し、令和4年4月1日から適用する。